

押印原則の見直しによる請求・支給決定関係書類の対応について

帳票名	対象印	対応方針
請求書 (日中一時支援、移動支援、 入院時コミュニケーション 支援)	事業所印	従来通り
上限管理 依頼書	事業所印	廃止
上限管理 結果票	本人印	廃止
サービス提供実績記録表 (障害福祉サービス、児童通 所、地域生活支援事業、地域 相談支援)	事業所印 ※様式の「印」を「欄」に変 更した。	本人、保護者の確認は従来通 り <u>サイン又は印</u> による。
障害福祉サービス受給者証	事業所印	廃止
通所受給者証	事業所印	廃止
地域生活支援事業受給者証	事業所印	廃止
地域相談支援受給者証	事業所印	廃止

押印の見直しに係る請求事務に関するQ & A

	Q	A
1	実績記録表のストックがあるが、4月以降も使用できるか。	変更となる「確認印」部分を「確認欄」と修正することで使用できる。
2	サービス提供実績記録票の利用者（保護者）の確認欄は本人（保護者）の署名が必須となるのか。	事業所の運営基準上、利用者（保護者）にサービス提供の確認を受けることになっています。押印の見直しに伴い、署名による確認が望ましいが、利用者（保護者）が押印を希望する場合はこの限りではありません。
3	サービス提供実績記録票の利用者（保護者）の確認欄は「✓」でも可能か。	事業所の運営基準上、利用者（保護者）にサービス提供の確認を受けることになっています。押印の見直しに伴い、署名による確認が望ましいです。署名は従来通りの押印に代えることはできますが、「✓」のみでは利用者（保護者）に確認を受けたものとしてみなすことはできません。
4	上限管理依頼書、上限管理結果票、障害福祉サービス受給者証、通所受給者証 地域生活支援事業受給者証の事業者欄の記載は従来通りゴム印を押しても良いか。	事業所の住所、名称等の記載はゴム印可能です。事業所印のみ廃止です。
5	旧様式の受給者証を持っている方と新規契約をした。事業所名や契約支給量等を記載するのみで良いのか。事業所確認印は必要か。	旧様式の受給者証であっても、2021年4月1日以降の契約であれば、事業所確認印は不要です。
6	今まで事業所オリジナル様式を使用していた。その事業所オリジナル様式の「確認印」となっている部分を「確認欄」に修正することで継続して使用しても良いか。	「確認印」等「印」と印字されている部分を「欄」に変更していただくことで事業所オリジナル様式を使用していただくことはできます。
7	旧様式の受給者証は継続して使用できるのか	使用できます。システム改修後の更新分から順次、新様式に変更されます。